

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、木田郡三木町土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業（かんがい排水事業）六郎工門池地区）を行うことについて平成20年9月16日認可した。

平成20年9月26日

香川県知事 真 鍋 武 紀